

給付 10-1

被保険者及び被扶養者が死亡したとき

『被保険者・被扶養者 埋葬料（費）同付加金申請書』

- 被保険者が死亡したとき
- ・ 死因を問わず。（業務上及び通勤途上の死亡の場合を除く）
 - ・ 資格喪失後3ヶ月以内の死亡。
 - ・ 資格喪失後、傷病手当金、出産手当金の継続給付を受けている期間中の死亡。
 - ・ 資格喪失後、傷病手当金、出産手当金の継続給付を受けなくなった日から3ヶ月以内の死亡。

・ 支給額

埋葬料	法定給付	50,000円
	付加給付	50,000円

但し、被保険者資格喪失後の死亡については、付加給付は支給されません。

埋葬費 死亡した被保険者に家族がない（被保険者に生計の一部でも依存していた者がいない）場合、実際に埋葬を行った者に対し、埋葬料支給額の範囲内で「埋葬費」として支給いたします。

- 被扶養者が死亡したとき
- ・ 死因を問わず。

・ 支給額

家族埋葬料	法定給付	50,000円
	付加給付	50,000円

【手続き】

- ・ 事業主証明欄に記入後、健保組合に提出してください。
添付書類は以下を参照してください。

【添付書類】

死亡した人	申請者（例）	添付書類
本人 (被保険者)	①健康保険の被扶養者 (配偶者・家族等)	・死亡が確認できる書類 ^{※1}
	②健康保険の被扶養者ではないが 被保険者と生計維持関係あり A) 配偶者・同居の家族等 B) 配偶者・別居の家族等	・死亡が確認できる書類 ^{※1} A) ・B) 共通 ・住民票除票（被保険者が記載されているもの） ・住民票（申請者が記載されているもの） B) 生計維持関係がわかる書類 ^{※2}
	③健康保険の被扶養者ではなく、 被保険者と生計維持関係なし (別居の親・兄弟姉妹等)	・死亡が確認できる書類 ^{※1} ・埋葬に要した費用の領収証及び明細書 (申請者のフルネームが記載されているもの)
家族 (被扶養者)	被保険者	・死亡が確認できる書類 ^{※1}

※1 死亡が確認できる書類

*下記のいずれか1つ

- ・死亡診断書又は死体検案書の写し
- ・埋葬許可証又は火葬許可証の写し
- ・亡くなった方の戸籍（除籍）謄（抄）本
- ・事業主の死亡に関する証明（在職者のみ）

※2 生計維持関係がわかる書類

*下記のいずれか1つ

- ・定期的な仕送りの事実がわかる預貯金通帳や現金書留の写し
- ・亡くなった被保険者が申請者の公共料金等を支払ったことがわかる領収書等の写し

提出書類確認後、上記の他に追加書類の提出をお願いすることがあります。